

<報道発表資料>

令和7年3月7日

非常勤講師の任用事務における誤りについて

令和6年3月に行った非常勤講師の任用事務において、臨時免許状の有効期限の確認を怠り、4月1日付けで任用していたことが判明しました。

当該教員については、令和7年2月28日付けで任用を無効としました。

今後、再発防止に向け事務処理のチェック強化等に取り組めます。

1 誤った任用の内容

- (1) 地域・校種・職名 南部地区・県立高等学校・非常勤講師
- (2) 発 令 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 原 因

現任校の学校長及び県立学校人事課の担当者が、当該教員の所有する臨時免許状の有効期限の確認を怠ったため。

3 今後の対応

校長会議等を通じて、改めて全県立学校において同様の誤りがないか教員免許状の確認を徹底するよう指示するとともに、教職員の任用事務において、適正な事務処理を徹底する。

※ 当該教員が担当していた授業は、適切な指導が行われていたため、生徒への影響はない。